

介護ロボット等「試用貸出事業」の実施に伴う機器情報の登録について

1. 趣旨・目的

少子高齢化が進展するなか、高齢者・障害者福祉の現場においては、介護人材の確保や介護職員の腰痛、さらには認知症高齢者や高齢単独世帯の増加、要介護者等のADLやQOLの維持・向上が喫緊の課題となっている。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省や経済産業省では介護ロボットの導入にあたって様々な取組みが行われているところであり、当協会でも平成29年度より、商品化された介護ロボット等の導入を前提として、より多くの介護施設等において、介護ロボット等を実際に試用し、利活用の可能性を検討することで、適宜・適切な介護ロボット等の利用促進を図る事を目的に介護ロボット等の「試用貸出事業」を実施している。

今年度も継続して、市場に流通している介護ロボット等の情報を収集し、当協会のホームページを通じて情報提供していくこととする。

2. 試用貸出の範囲

ここでいう「試用貸出」とは、商品化された機器の導入を前提として、機器を貸し出すこととする。

3. 対象とする介護ロボット等

介護ロボットメーカー連絡会議（以下「連絡会議」）に参加するメーカーのうち、すでに商品化された介護ロボット等を対象とし、試用貸出事業への参加にあたっては当該メーカーにて判断することとする。

なお、本事業で対象とする介護ロボット等に関する情報については、テクノエイド協会（以下「協会」）のホームページに掲載し、介護施設等に対して周知することとする。

但し、対象とする介護ロボット等の安全性や性能を協会が保証するものではない。

また、登録を希望する介護ロボット等が本事業の趣旨にそぐわない場合には、当協会の判断により掲載を見合わせるものとする。

4. 貸出可能な介護ロボット等に関する情報提供

対象とする介護ロボット等の情報については、統一したフォーマットを協会にて設け、ホームページ等を通じて一元的に情報発信する。

但し、ホームページ公開後、当該メーカーが自社のパンフレット等に当該商品の試用貸出等に係る情報を掲載することは差し支えないものとする。

【情報提供の内容】…別添「介護ロボット等＜機器情報＞登録用紙」参照

※既に登録済みの企業で変更がある場合は「変更部分を登録用紙」に記載してご提出下さい。

5. 貸出の範囲

介護施設又は居宅介護サービス事業者等とする。

当面、個人への貸出は対象としない。

6. 利用料（試用貸出に伴う費用）

あらかじめメーカーより、試用貸出に係る利用料（目安）を協会に提出し、協会のホームページにて公表するものとするが、個々の利用料については、メーカーと貸出を受ける介護施設等がその都度協議して決めることとする。

7. 貸出の期間

貸出期間は原則として最長3ヶ月とする。メーカーと貸出を受ける介護施設等がその都度協議して決める。

8. 貸出の手続き

貸出を希望する介護施設等から、直接メーカーへ貸出の要望を連絡し、両者で協議の上、契約して貸出を開始することとする。個別手続き、仲介作業、契約内容等に協会は関与しない。

9. 導入報告と情報公開

試用の結果、介護施設等において実際に導入され、利活用まで至ったケースについては、その結果を協会ホームページにて公開することとする。

統一した導入報告のフォーマットを協会にて設け、メーカーが導入した介護施設等と協力して作成し、協会へ報告することとする。

【導入報告と情報公開の内容】・・・別添「介護ロボット等＜試用後の導入報告＞用紙 参照

10. 試用期間中の機器の取扱い

貸出中の機器の管理・メンテナンス等の取扱いについては、あらかじめメーカーと貸出を受ける介護施設等との間で取り決めておくこと。

11. 事故・故障等の対応

事故等の対応及び損害賠償責任や補償等については、あらかじめメーカーと貸出を受ける介護施設等との間で取り決めておくこと。

12. 試用貸出に係る契約について

介護ロボット等の試用貸出にあたっては、以下に掲げる事項について、メーカーと貸出を受ける介護施設等との間において、契約を締結したうえで実施することとする。なお、個別の契約内容に協会は関与しないこととする。

- ・ 試用貸出する機器の名称、型番
- ・ 試用貸出の期間
- ・ 利用料金
- ・ 試用後に発生する費用
- ・ 試用に伴う体制
- ・ 試用機器の管理とメンテナンス
- ・ 事故や故障等の対応
- ・ その他、メーカーと試用を受ける介護施設等で協議すること

13. 登録用紙の提出期限

○令和2年9月25日（金）

1 4. 提出先

○テクノエイド協会 企画部 谷田・蒲生・形山・五島 あて
メールアドレス：monitor@techno-aids.or.jp